◯藤野委員　自民党新福岡を代表して、安全、安心な市民生活を支える水道事業の推進について、発達障がい児・者の支援について、九大箱崎キャンパス跡地利用を契機とした箱崎の活性化について質問する。まず初めに、安全、安心な市民生活を支える水道事業の推進について質問する。先日、水道局のツイッターで、ここ２か月ふだんと違い22時頃に一気に水が使われると紹介したところ、半沢直樹見たさでトイレ我慢かと話題になったが、先月、過去最強クラスとも言われた台風第10号が福岡に接近したときには、断水への備えとして湯船に水をためることなどが呼びかけられており、同じような現象が生じたのではないだろうか。このときばかりは湯船に満杯の水をためたが、断水となる事態を想像してかなり不安を覚えた。いつでも安全な水を利用できることがいかに大切なことであるかを改めて認識した。水道は市民の命と暮らしを守り、豊かな市民生活を支える大切なライフラインであるとともに、全国的には人口減少社会を迎えている中で、本年５月には予測よりも８年も早く人口が160万人を突破するなど、元気なまちとして好イメージが定着している本市の成長に欠かすことのできない極めて重要なインフラである。生活の質の向上と都市の成長を支える上で必要不可欠な水道だが、令和に入り、本格的に維持、更新の時代を迎えることになった。全国的にも水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化していることを背景として、令和元年10月に改正水道法が施行された。改正された水道法の内容に目を向けると、まず、法律の目的に水道の基盤を強化することが明確に盛り込まれている。そして、国が定めた水道の基盤を強化するための基本的な方針においては、水道事業者が行うべき重要な取組として、施設の耐震化のほか、災害時における対策マニュアルの策定などによる水道の強靱化や、適切に水道施設の状態を把握した上で、施設の維持及び修繕を行うことなどによる適切な資産管理などが柱として掲げられている。本市においても、昭和40～50年代にかけて急速に整備を進めてきた水道施設の老朽化が進行し、大量更新期を迎える中、将来にわたり、安全な水道水の安定供給を維持していくためには、水道の強靱化や適切な資産管理にしっかりと取り組む必要があるが、このためには健全な経営の確保が重要となる。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で料金収入の大幅な減少も見込まれる中においても、必要な施設の更新は安易に先送りすることなく、しっかりとやっていく必要がある。特に、水道資産の中で最も大きなウエートを占める配水管については、膨大な管を計画的かつ効率的に更新し、健全な状態を維持し続けていくことが極めて重要であると考える。そこで、まず、本市の配水管の総延長、令和元年度の配水管更新に係る整備事業費の決算額並びに建設改良費に占める配水管調整事業費の割合について尋ねる。

△水道事業管理者　配水管の総延長は令和３年度末で4,034キロメートルである。また、令和元年度の配水管整備事業費の決算額は約87億1,000万円で、建設改良費に占める割合は約７割である。

◯藤野委員　大正12年に本市水道事業が創設され、都市の拡大、成長に合わせて配水管が整備されてきたが、中でも高度経済成長期に整備された配水管が多いと思う。これらの管は、その当時から約50年が経過しており、老朽化もそれなりに進んでいると思われ、漏水のリスクが高い管であるとも言えるのではないだろうか。老朽化した配水管は、近年、全国的な問題となっており、他都市では老朽化した水道管の破裂による断水事故が相次いでいる。直近でも、横浜市では、老朽化した水道管の漏水事故により約３万世帯が断水したり、和歌山市では、破裂した水道管の修理のために約３万5,000世帯に対し、突然３日間の計画断水が公表されたことで、ペットボトルなどの飲料水を買い求める市民がスーパーマーケットに殺到し、飲食店や宿泊施設は相次ぎ休業するなど大きな混乱を招いている。このようなことのないよう、基盤となる配水管などの水道施設を適切に整備し、管理することが極めて重要であると考える。そこで、過去５年間の漏水件数と他の大都市との比較を尋ねる。

△水道事業管理者　過去５年間の配水管の漏水件数については、平成27年度が25件、28年度が22件、29年度が15件、30年度が17件、令和元年度が17件である。また、管路100キロメートル当たりの漏水件数を東京都や他の政令指定都市と比較すると、各都市のデータがある平成27～30年度の４か年平均では、４番目に低い件数である。

◯藤野委員　配水管からの漏水があれば、市民生活に与える影響は計り知れないが、地中に埋設されている水道管の漏水事故がいつどこで起こるかを正確に予測するのは極めて困難であることも事実だと思う。万一、水道管の漏水事故が発生した場合は、その被害を最小限にとどめられるよう、迅速な対応が必要となる。そこで、漏水事故が発生した場合の対応について尋ねる。万一、漏水事故が発生した場合、水道局はどのような体制で事故対応に当たっているのか。

△水道事業管理者　迅速な緊急工事を実施するため、水道局において24時間365日の管理、即応体制を取っており、市民生活への影響が最小限となるよう努めている。また、漏水を未然に防止する取組としては、市内の配水管の流量や水圧を24時間体制で集中コントロールする配水調整システムを導入しており、配水管の水圧を常時適正に保つことで配水管にかかる水圧を軽減し、漏水を抑制している。あわせて、市内全ての配水管について計画的に漏水調査を実施しており、漏水の早期発見にも努めている。

◯藤野委員　高度経済成長期に整備された配水管は老朽化が進んでおり、早急な更新が急務であるが、一方で給水人口の大幅な増加は見込めず、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動の停滞も重なり、配水管の更新はなかなか進まないのが現状ではないだろうか。増加する更新需要に対応するためには、しっかりと財源を確保し、更新を先送りすることなく、適切に対処していくことが非常に重要であると考える。そこで、本市の過去５年間の配水管の更新延長について尋ねる。

△水道事業管理者　平成27年度が35.0キロメートル、28年度が36.3キロメートル、29年度が43.3キロメートル、30年度が45.3キロメートル、令和元年度が46.8キロメートルである。

◯藤野委員　毎年度着実に更新されており、近年は更新率１％を超えている。聞いたところによると、全国平均では年間に更新される管路は0.7％程度にすぎず、その更新率も年々減少傾向にあるとのことである。本市においても、全国平均は上回っているようだが、それでも全ての管路を更新するのにおおよそ100年かかる計算になる。このペースで更新して今後も大丈夫なのだろうか。そこで、本市の配水管の更新計画について尋ねる。

△水道事業管理者　配水管の更新の考え方については、管が実際に使用できる期間は、管の腐食状況や埋設土壌、地下水の状況などの埋設環境により大きく異なることから、実際に道路を掘削してこれらを調査、分析した上でそれぞれの埋設環境を踏まえた配水管の実質的な耐用年数を40～120年程度と見込み、この実質的な耐用年数以内に更新していくこととしている。次に、配水管の更新計画については、平成29年度に策定した福岡市水道長期ビジョン2028において、更新延長を年間40キロメートルから45キロメートルにペースアップしており、令和８年度までに、令和元年度末時点で実質的な耐用年数を超過した配水管約236キロメートルの更新を完了させることとしている。その後は、実質的な耐用年数を超過することなく順次更新ができ、健全な状態で配水管を維持することが可能となる。

◯藤野委員　今後も必要な更新を先送りすることなく、計画的に事業を実施されたい。水道水の安定供給に対するリスクは老朽化だけではない。例えば、災害への備えについても、喫緊の課題であると認識している。近年、日本各地で予想を超える豪雨や地震が頻発し、この異常な現象が日常的になりつつある中、市民の生命、財産を守っていくためには、災害に対する備えを厚くしなければならない。そのためには、ライフラインである水道施設の耐震化や大規模停電対策にしっかりと取り組み、災害に強いまちづくりを推進していく必要があると考える。そこで、本市でも起こり得る地震への備えとして、浄水場などの重要施設の耐震化は急務であると思うが、耐震化の状況について尋ねる。

△水道事業管理者　対象となる112施設全ての耐震診断を実施しており、耐震補強が必要と診断された23施設については、福岡市水道施設耐震化計画に基づき、計画的に耐震化を進めてきた。進捗状況としては、令和元年度末までに22施設が完了しており、残りの１施設についても２年度内に完了する予定である。

◯藤野委員　配水管における耐震化の取組状況について尋ねる。

△水道事業管理者　市内全域において配水管の新設や更新の際に地震の揺れに強い耐震管を使用し、順次、耐震性の向上を図っている。また、本市地域防災計画で指定された収容避難所や地区避難場所、救急告示病院など、水道局における重要給水施設414施設のうち、平成28年度末で給水ルートの耐震化がされていない256施設を優先的に実施する耐震ネットワーク工事を進めており、令和元年度末で208施設が完了、進捗率は81.3％である。残りの48施設の給水ルートについても、６年度までに全て完了する予定であり、しっかりと取り組んでいく。

◯藤野委員　水道資産の中で非常に大きなウエートを占める配水管については、今後もしっかりと財源を確保し、着実に耐震化を推進されたい。災害は地震だけではない。昨年９月に発生した台風第15号では、千葉県において長時間停電による断水が発生した。また、台風第10号では、九州７県で最大約47万戸の停電が発生したことも記憶に新しい。そこで、本市の水道施設における大規模停電対策の取組状況について尋ねる。

△水道事業管理者　全ての浄水場、取水場及び緊急時給水拠点となっている配水池には、非常用発電装置等を設置しており、長時間の停電時においても継続して運用が可能となっている。また、令和元年９月の台風第15号による千葉県での大規模停電では、水を送るポンプ施設への電力供給が長時間にわたり断たれたことにより、長期間の断水となった事例を踏まえ、令和元年度から、高台の住宅地などへの水道水の供給に必要な各種ポンプ施設21か所についても、非常用発電装置の整備等を進めており、２年度内に全て完了する予定である。

◯藤野委員　災害などのリスクへの備えは、ハード面のみならずソフト面も極めて重要である。一たび災害が発生し、市民生活を脅かすような事態が生じれば、直ちに対応できるよう、様々な場面を想定して万全の準備を日頃から整えておかなければならない。そこで、災害対応に向けたソフト面の取組状況について尋ねる。

△水道事業管理者　災害時等においても水道水の供給を継続し、市民生活等への影響を最小限にとどめるため、水道局災害応急対策計画をはじめ、各種危機管理マニュアルに基づき実践的な研修や訓練を実施するとともに、応急給水資材の備蓄等を行うなど、いかなる状況下でも迅速かつ円滑に対応できるよう、日頃から準備を整えている。また、大規模災害等に備え、全国の水道事業者などで構成される日本水道協会における相互応援体制をはじめ、政令指定都市や福岡都市圏の水道事業者、民間企業などとの災害時応援協定を締結するなど、体制の整備に努めている。

◯藤野委員　今後、水道をはじめとするインフラ施設は、減少する人口や施設の老朽化、担い手の減少など、様々な課題や社会状況の変化に適切に対応していくことが求められている。特に、大きな地震のほかにも、令和元年度においては少雨傾向が続き、本市に渇水対策会議が設置されたかと思えば、数十年に一度と言われるような豪雨が毎年のように発生していることから分かるように、いつ起こるか分からない災害リスクの高まりは、近年の水道事業が対応すべき大きな課題であると捉えている。安全な水は人々の生命、健康の維持に欠かせないものであり、水がなければ生活できない。一たび断水となれば、人々の生活に大変な負担と不安を強いることになる。このため、たとえ災害が発生した場合においても安全な水を市民の元に届けられるよう、水道施設の耐震化などを計画的に行うほか、施設が被害を受けた場合も想定した上で、市民生活への影響を最小限にとどめられるよう、平時から備えに万全を期しておくことを改めて強く求めておきたい。また、日頃からよく水道水を飲んでいるが、カルキ臭も少なく、本当においしくなったと実感している。この安全でおいしい水道水が各家庭に届くためには、水源から蛇口までの水質検査を徹底し、きめ細かに管理するとともに、各施設、管路を健全な状態で維持していくことが必須と考えられるため、引き続き、水質管理の徹底と大量更新期を迎えている水道施設の適切な維持、更新にしっかりと取り組まれたい。水道は、市民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインである。水道局が定期的に行っているお客様アンケートでは、水道行政への満足度が過去最高になっていると聞くが、今後も市民が安心して生活を送ることができるよう、将来にわたって安全で良質な水道水を安定して供給していくため、水道局には一丸となって取り組んでもらいたいと考えている。厳しい経営環境や災害リスクが高まる中、安全、安心な市民生活を支える水道事業の重要性が改めて認識されており、今後もしっかりと先を見据えた事業運営が必要であるが、最後に水道事業管理者の決意を尋ねてこの質問を終わる。

△水道事業管理者　水道は、市民の命と生活を守る重要なライフラインであり、現在、福岡市水道長期ビジョン2028に基づき、「みなさまから信頼される水道」を基本理念として、水道の安全、強靱、持続に向け、様々な施策に全力で取り組んでいる。また、今般のコロナ禍において、市民生活を支えるエッセンシャルワーカーとしての事業継続の使命、そして、いかなる危機的状況下でも安全、安心な水を供給し続けていくための基盤強化の重要性を改めて強く認識した。大量更新期を迎えている水道施設の更新などを計画的に進めていくことや、頻発化、激甚化している災害への備えを強化することは、安全、安心な市民生活を支えていくために極めて重要なことである。水道局においては、いついかなるときも市民に安全な水道水を確実に届けられるよう、今後とも強靱な水道の実現に向け、ハードとソフトの両面からしっかりと取り組んでいきたい。

◯藤野委員　次に、発達障がい児・者の支援について尋ねる。発達障がいは、その特性としては人との社会的な相互関係を築くことが苦手、コミュニケーションが苦手、興味や関心が狭く、こだわりが強いといったものがあると言われており、その特性の出方や強さは様々である。また、発達障がいは一見してほかの人からは分かりにくいことから、周りの人から誤解され、社会不適応など、二次的な障がいを引き起こすこともあると言われている。平成17年４月には発達障害者支援法が施行され、本市においても平成18年12月に発達障がい者支援センターが設置され、関係機関と連携しながら発達障がい者の支援を行っている。発達障がい者の支援については、医療、福祉、教育、就労などの各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人に対して、ライフステージを通した切れ目のない支援や家族なども含めたきめ細やかな支援、また、地域の身近な場所で受けられる支援の充実が重要である。本市では、発達障がい者支援センターを中心に、乳幼児期の支援については心身障がい福祉センターや療育センターなど、学齢期については発達教育センターや特別支援学校、放課後等デイサービス事業所など、成人期については就労支援センターや障がい福祉サービス事業所など、発達障がいに関わる幅広い支援機関と連携し、また、これらの各支援施設の支援力の向上を図るための取組なども実施していると聞く。今回は、そのうち特に乳幼児期と成人期における取組について尋ねる。まず、発達障がい者支援センター運営に係る過去３年間の決算額を尋ねる。

△こども未来局長　平成29年度が6,022万7,000円、30年度が6,211万9,000円、令和元年度が5,953万1,000円である。

◯藤野委員　発達障がい者支援センターは、発達障がい者に対する地域の総合的な支援拠点とされているが、本市の発達障がい者支援センターではどのような支援を行っているのか、関係機関との連携も含めて尋ねる。

△こども未来局長　発達障がいに関する市の総合相談窓口として、本人やその家族等の相談に応じる相談支援をはじめ、発達障がいへの理解を深めるための普及啓発、研修等を通じて各支援施設や事業所等の職員の能力向上を図る支援者養成、家庭養育上の助言を行う保護者支援を実施している。また、関係機関との連携については、療育センターや医療機関、児童相談所、保護者会などと情報交換の場を持ち、支援のネットワークづくりを進めるとともに、保育所や幼稚園、学校、施設、勤務先などへの個別の支援を行っている。さらに、各支援施設や事業所等とともに、それぞれの人の障がいの特性に合わせた支援を考える機関コンサルテーションを実施している。令和元年度からは、各区障がい者基幹相談支援センターとの定期的な情報交換等を行い、地域における身近な相談、支援体制の強化に取り組んでいる。

◯藤野委員　発達障がい者支援センターの過去３年の相談件数及び機関コンサルテーションの実施件数の推移について尋ねる。

△こども未来局長　過去３年の相談件数は、平成29年度が1,514件、30年度が1,404件、令和元年度が1,331件、また、機関コンサルテーションの件数は、平成29年度が260件、30年度が338件、令和元年度が402件である。

◯藤野委員　発達障がいの特性のある人については、なるべく早い時期にその人の特性を把握し、本人が自分自身の特性を理解し、対処の仕方を身につけていくとともに、周りの人が適切な対応方法を取ることができる環境を整備し、ライフステージが変わっていってもその環境を維持し続けることが重要であるとされている。そうした人への周囲の理解や一人一人の障がいの特性に応じた支援が十分でない場合には、精神疾患やうつなどの二次障がいの発生も指摘されている。また、こうした発達障がいとは別の症状の多くは治療も伴うため、本人にとってその後の社会活動における大きな支障ともなる。このようなことからも、発達障がいの早期発見、支援が重要であると考えるが、特にライフステージ初期の乳幼児期の支援を行う療育センター、心身障がい福祉センターでの過去３年の新規受診児数、また、そのうち発達障がいと診断された人数を尋ねる。

△こども未来局長　平成29年度は新規受診児数が1,417人で、うち発達障がいが908人、30年度は1,518人で、うち発達障がいが1,000人、令和元年度は1,614人で、うち発達障がいが1,016人である。

◯藤野委員　療育センターなどでは、発達障がいについて早期発見、支援に具体的にどのように取り組んでいるのか尋ねる。

△こども未来局長　療育センター等の実施する保育所や幼稚園等の職員向け研修や、入園時の障がい児保育についての保護者説明会などで、発達障がいの特性に気づいた場合に療育センター等に速やかに相談するよう周知するとともに、乳幼児健診においても、診察の結果に応じて療育センター等を速やかに紹介している。支援への取組については、療育センター等において発達障がいの診断がなされた後に、センターの発達相談員、児童指導員等が児童の状況や家族のニーズに応じて外来療育や相談支援を行っている。また、保育所や幼稚園等に通う児童に対しても、センターから各園へ訪問し、助言、指導や研修などの支援を実施している。

◯藤野委員　子どもにとって幼児期は診断を受ける時期でもある。子どもが発達障がいと診断を受けた直後の親の心理は強い不安の中に置かれ、子どもの障がいに対しての理解や受入れが困難な場合もある。さらに、運動や言葉の発達には顕著な遅れが見られない発達障がいの場合は、親自身も障がい特性に気づきにくく、周囲からも様々な誤解を受けることが起こりやすくなる。このことが本人や親に大きな心理的な傷を残してしまうこともある。発達障がいの早期発見、支援については、今後も関係機関が協力しながら、しっかりと取り組まれたい。次に、発達障がい者は、社会に出て働く段階になると、学生時代より高度な社会性やコミュニケーション能力が求められるため、障がい特性が十分に理解されず、雇用や就職しても職場定着が進まないといった状況が見られる。特に、知能の遅れがない場合は、大学まで普通に通い、優秀な成績で学業を修めていたり、発達障がいであることを見過ごされたまま成人期に達する場合が多いと思われる。しかし、就職などで社会に出た途端に、対人関係を筆頭に問題が表面化し、仕事が長続きしないケースも少なくない。就労は生活の一部であり、自分で稼いだお金で安定した生活をしていくことは、その人の自信にもつながる。そのため、成人期の発達障がい者に対しては、特に就労に関する支援が重要と考える。そこで、発達障がい者をはじめ障がい者の就労について、障がい者就労支援センターではどのような支援を行っているのか尋ねる。

△保健福祉局長　発達障がい者をはじめ、障がい者の民間企業等への就労や職場定着を促進するため、障がい者本人やその家族等への支援や、障がい者の就労の訓練を行っている就労移行支援事業所等への支援、また、民間企業への啓発、助言などの取組を行っている。

◯藤野委員　障がいがある子どもを持つ父親、母親が心配していることは子どもたちの将来、すなわち学校を卒業した後の就職である。成人期になれば、１人で生活をしていくことができるかどうかなど、こうした不安感を解消するため、就労に関する支援が重要になってくる。発達障がいは、障がい者本人からの相談だけでなく、本人が自分の障がいに気づかず、家族が相談に行くケースもある。そこで、障がい者本人やその家族に対してどのような支援を行っているのか尋ねる。

△保健福祉局長　就労に関する相談、助言を行うとともに、ジョブコーチによる採用面接時の企業への同行訪問や、採用後は上司や同僚との人間関係の構築に向けた支援により、職場定着を図るなど、個々のニーズに応じた取組を行っている。

◯藤野委員　障がい者就労支援センターにおける発達障がい者本人や家族からの相談について、過去３年の件数を尋ねる。

△保健福祉局長　平成29年度が889件、30年度が677件、令和元年度が937件である。

◯藤野委員　発達障がい者をはじめとする障がい者は、これまでハローワークを通じた就職活動だけでは就労することが難しかったが、近年、障がい者の就労訓練を行う就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの就労系障がい福祉サービスが増加してきたことにより、就労に向けてステップを踏んで取り組むことができるようになっている。国の社会福祉施設等調査によると、就労移行支援事業所などから一般就労した障がい者の数は、直近のデータでは、平成23年度は全国で5,675人だったが、平成29年度は１万4,845人と約2.6倍に増えている。障がい者の就労については、就労支援事業所などが果たす役割は大きいが、実績等については事業所ごとに大きな差があるのが現状である。どの事業所においても、障がい者が就労に必要な訓練を受けることができ、就職につなげていく必要がある。そのためにも、障がい者就労支援センターが事業所へ支援を行っていくことも重要になってくる。そこで、障がい者就労支援センターでは、就労移行支援事業所などに対して具体的にどのような支援を行っているのか尋ねる。

△保健福祉局長　事業所を利用する障がい者の職業能力を把握するために用いる職業評価や個別支援プランの作成に係る支援、企業開拓のノウハウ等の技術的支援のほか、職場実習先の紹介などの取組を行っている。

◯藤野委員　障がい者就労支援センターが就労移行支援事業所などに対して技術的な支援を行った過去３年の事業所数を尋ねる。

△保健福祉局長　平成29年度が18事業所、30年度が29事業所、令和元年度が32事業所である。

◯藤野委員　平成30年４月には精神障がい者の雇用義務化により、公的機関や民間企業に課される法定雇用率が0.2％引き上げられており、障がい者雇用への取組がますます活発化している。特に発達障がい者は社会に出て働く段階になると、学生時代より高度な社会性やコミュニケーション能力が求められるため、就職しても人間関係で悩み、退職してしまうケースが多いとマスコミなどで聞き及んでいる。このように、企業においては障がい特性が十分に理解されず、雇用や就職しても職場定着が進まないといった状況が見られる。発達障がい者の中には、仕事中でも自分の視界に入るものが気になり、集中できず能力を発揮できない人が机に囲いを作るなど、作業に集中できる環境を提供することで能力を最大限に発揮することができることもある。このように発達障がい者の雇用を促進するためには、企業において障がい者特性に応じた適切なサポートが欠かせないと考えるが、障がい者就労支援センターでは、民間企業に対して具体的にどのような啓発、助言を行っているのか尋ねる。

△保健福祉局長　企業訪問や企業セミナーにおいて、障がい者を雇用する際に配慮すべき点や企業における障がい者雇用の事例を紹介するなどの啓発を行っている。また、サポートデスクを開設し、現在、障がい者を雇用している企業や、今後、雇用を予定している企業等に対して、社員の理解を得るための対応策などの相談、助言を行っている。

◯藤野委員　障がい者就労支援センターにおいて、障がい者の雇用啓発などのために企業訪問を行った件数及びセミナーへ参加した企業数について、過去３年の実績を尋ねる。

△保健福祉局長　企業訪問の件数は、平成29年度が2,403件、30年度が1,588件、令和元年度が1,988件、企業セミナーへの参加企業数は、平成29年度が179社、30年度が166社、令和元年度が189社である。

◯藤野委員　障がい者就労支援センターにおける支援によって就職した障がい者数及びそのうち発達障がい者の就職者数について、過去３年の実績を尋ねる。

△保健福祉局長　障がい者の就職実績は、平成29年度が121人、30年度が119人、令和元年度が94人であり、そのうち発達障がい者の就職実績は、平成29年度が22人、30年度が19人、令和元年度が18人である。

◯藤野委員　中央区舞鶴の福岡保護観察所跡地へ発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約した施設の整備が進められているが、それぞれのセンターが抱える現在の課題について尋ねる。

△こども未来局長　発達障がい者支援センターは、中央区地行浜の発達教育センター内に設置しており、学齢児の相談では互いに情報共有しながら迅速な対応がしやすい反面、現在の場所では面接室や研修会場が十分に確保できないこと、また、発達障がいが広く認知されてきたことに伴い、相談内容が複雑化するとともに、各支援施設や事業所等を訪問しながら継続的に実施する機関コンサルテーションの申込みが増えており、体制の充実が必要となっていることなどの課題がある。さらに、相談者の約半数が19歳以上となっていることから、障がい者就労支援センターなどの就労部門との連携強化も求められている。

△保健福祉局長　障がい者就労支援センターは、増加し複雑化する発達障がい者の就労相談に対して、現在の場所では、相談室や研修室、職業評価を行うアセスメント室が十分に確保できないことや、個々の発達障がいの特性を把握し、これに応じた丁寧な相談、支援が必要となっていることから、乳幼児期から支援を行っている発達障がい者支援センターとのさらなる連携強化が課題であると考えている。

◯藤野委員　発達障がい児・者に関する相談や研修の充実、成人期の発達障がい者への就労支援について、ますます需要が増え、対応していくべきと考える。そこで、発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約した施設の整備によって、今後、発達障がい者の支援をどのように充実させていくのか尋ねる。

△保健福祉局長　発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、一体的な施設を整備することにより、発達障がいの相談や研修、職業評価等に十分な居室の確保など、増加し複雑化する発達障がい者のニーズに応えられる相談、支援を拡充するとともに、両センターの連携を強化し、相談、支援の円滑な引継ぎにより、個々の特性を踏まえた、きめ細やかな就労支援を行うなど、発達障がい者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制、機能の強化、充実を図っていく。

◯藤野委員　発達障がいの支援は、今まで以上に関係機関と連携を図り、乳幼児期や学齢期の相談から成人期の就労支援まで一貫した支援体制の充実を図ることが重要であると考える。現在進めている発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約した施設の整備により、発達障がい者への支援がさらに充実することに大いに期待している。これからも誰一人として取り残さない支援を行うことで、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、障がいの有無に関わらず全ての人にとって暮らしやすいまちの実現に向け、しっかり取り組んでいくよう要望する。最後に、九大箱崎キャンパス跡地利用を契機とした箱崎の活性化について質問する。九大箱崎キャンパス跡地については、令和２年度中に公募が開始されるが、この公募により具体的な土地利用が明らかになる段階に差しかかっており、跡地を取り囲む箱崎、筥松、東箱崎、松島校区の住民の期待は非常に高い。そこで、箱崎キャンパス跡地まちづくりに関する検討において、令和元年度の事業内容と決算額を尋ねる。

△住宅都市局長　都市計画道路堅粕箱崎線などの整備に対する整備費負担金が３億5,160万9,000円、土地区画整理事業などに係る調査、測量や土地利用計画の検討、先進的なまちづくりFUKUOKA Smart EASTに向けた取組などの決算額が１億7,674万4,000円である。

◯藤野委員　次に、ＪＲ新駅の設置について尋ねる。ＪＲ新駅については、先日の新聞報道にも出ていたが、令和元年10月に地元の４校区協議会から新駅設置の要望書が市とＪＲ九州に提出されており、ＪＲ九州を中心に整備する方向で検討しているとのことだった。ＪＲ新駅の実現は地元の人たちの強い思いであり、ＪＲ新駅が設置されることで地域の利便性が高まり、箱崎キャンパス跡地の利用価値も大きく向上すると考える。そこで、ＪＲ新駅設置に向けて、現在どのような取組が行われているのか、今の検討状況を尋ねる。

△住宅都市局長　令和元年10月に九大跡地利用４校区協議会からの新駅設置の要望を受け、その実現に向けてＪＲ九州、九州大学、ＵＲ都市機構、本市の４者で協議を行い、新駅はＪＲ九州を中心に整備する方向で検討、調整を進めている。

◯藤野委員　平成30年、九大伊都キャンパスへの統合移転完了後、箱崎は沈んでいると言われ続けている。しかし、本当に住みやすい街ランキング2019in福岡によると、箱崎は９位にランクインしている。また、コロナ禍の中でも新規の飲食店出店も見受けられ、経済センサス基礎調査における箱崎地区の事業所数を見ても、平成26年の362事業所から、平成28年には372事業所と増加している。また、過去５年間の人口推移を見ても、平成28年６月に１万3,691人であった人口が令和２年６月には１万5,148人となり、むしろ増加傾向にある。地域においても、昨年の消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業に引き続き、今年度もコロナ禍で傷んだ地域経済回復のためのプレミアム付商品券事業に地元商店街が一つになって取り組んでいる。まだまだ箱崎は沈んでなんかいない。九州大学は箱崎キャンパスから移転したが、地元の人たちは未来を見据えて夢と希望を抱いている。むしろこの契機をチャンスと捉え、さらなる発展を願う。地元が望むＪＲ新駅が起爆剤となり、広域からより幅広い人々が集まることによって、まちに新たなにぎわいが生まれるとともに、地元商店街など地域の経済活動も活性化され、箱崎、ひいては本市の発展につながるものと考える。このため、ＪＲ新駅の設置をぜひ実現してもらいたいと考えるが、最後に市長の意気込みを尋ねて質疑を終わる。

△市長　九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりについては、九州大学が100年存在した地としてのブランドと広大な敷地や交通といった強みを生かして、イノベーションを生み出す新たな拠点を創出するとともに、高質で快適なライフスタイルや都市空間づくりに向けた取組を進めている。九大跡地利用４校区協議会から要望があったＪＲ新駅の設置は、地域住民の利便性の向上や地域経済の活性化を図っていく上で意義のあるものであり、跡地のまちづくりにおいて、多様な都市機能を誘導していく上でも重要な役割を果たしていくものと考えている。本市としても、新駅設置が実現するよう、引き続きＪＲ九州等と協議を進めるとともに、先進的なまちづくりFUKUOKA Smart EASTの実現に向けて、地域をはじめ、九州大学などの関係者と連携しながら、未来に誇れるまちづくりにしっかりと取り組んでいく。